

第7回 相生市自治基本条例市民検討会議の進め方

・ 検討・協議

【情報共有】・・・班別討議、全体協議

◎班別でワークショップ形式で討議（ブレインストーミング活用） 50分～60分

各班発表 10分

全体討議 15分～20分（キーワード抽出・意見提示）

「情報共有、情報公開」

論点：執行機関と議会は市民に対して、その活動について説明する義務を負っている。加えて、執行機関や議会だけでなく、市民や市民活動団体が保有する情報の共有についても考えていく必要がある。

そのためには、制度や手続の整備とともに、情報の管理方法や活用、提供方法（表現方法）についても重要。

「説明責任」

論点：執行機関と議会は市民に対して、その活動について説明する義務を負っている。また、公共の担い手という点では、市民や市民活動団体のうち、行政から税金による支援を受けた場合は、行政同様に説明責任が及ぶと解すべきか。

その点から、説明責任の主体として、他自治体の条例は3パターンに分かれている。

- ①市の執行機関
- ②市の執行機関及び議会
- ③市民等

また、説明について、「説明の対象と段階」、「説明方法」なども論点である。

「個人情報保護」

論点：まちづくりのための基本的な仕組みの1つが、上記の情報共有である。その前提として、個人情報の保護が十分に図られないと情報共有や情報公開が進まない。

最近の例として顕在化してきたものは、地域の安全・安心や相互扶助等をめぐって、個人情報の保護とその利用の調和をどのように図っていくのが難しい。

そのような中で、個人情報保護について、議会、執行機関だけでなく、市民及び市民活動団体についても配慮する必要がある。

「参加の権利」

解説：まちづくりにおいては、市民の主体的な参加が不可欠であり、自治基本条例では、これを市民参加権として認めようとするものである。

この、まちづくりへの参加権は地方自治法には直接明示されていないものであって、条例により市民の権利として創設するものである。

「参加の保障・手続・形態・支援」

論点：市民参加によるまちづくりを実現するためには、参加のための制度や手続きを明確にして、参加の機会を保障することが重要である。

また、執行機関と議会は、市民の意見が政策の決定等に反映されるように、多様な参加制度・参加しやすい環境を整備する必要がある。

相生市においては、既に、市民参加条例において、「委員の公募」、「会議の公開」、「パブリックコメント」の制度について規定している。

以上を踏まえ、現段階において参加しやすいか否か、参加しにくいのであればどこが課題なのかについて。

また、まちづくりにおけるどの場面において、市民参加を求めていくのかについて、具体には「重要な政策の立案」、「実施」、「評価」の各段階で必要性を議論していく。

参考：市民参加の概念については、米国の社会学者のシェリー・アーンスタインが「市民参加の梯子」という表現で説明している。

8段階	市民の力が生かされる市民参加	市民自治・権力 (citizen control・シチズンコントロール) 住民自らがコントロールする住民主体の自治
7段階		権限委任・移譲 (delegate power・デレゲイトパワー) 権限委任など住民主導で進んでいく
6段階		パートナーシップ (partnership・パートナーシップ) 協働 市民と行政の役割が対等である
5段階	形式的、名目的な市民参加	形式的な参加機会 (placation・プレイケイション) 市民参加で意見を聞くが、どうするか判断は、まだ権力者が保留
4段階		表面的意見聴取・協議 (consultation・コンサルテーション) 意見は聞き、アンケートなどもするが、どのように反映したかは知らされない
3段階		お知らせ (information・インフォメーション) こうしますから参加してくださいのお知らせ、一方通行の伝達
2段階	市民参加とはいわない	不満回避 (therapy・セラピー) 住民の意見を聞くが、そういうものの、こうではないですかというなだめ
1段階		世論操作 (manipulation・マニピュレーション) 委員会などで意見を聞くが、実際はこちらの方向で了解を得る操作

「市民参加条例」

参考：相生市市民参加条例 平成 16 年制定

(全文)

(目的) 市民参加に関する基本的な事項を定めることにより、市民と市が協働し、個性豊かで活力に満ちた魅力ある地域社会の発展を図ることを目的とする。

(定義) (基本理念) (市の役割) (市民の役割)

(委員の市民公募等) (会議の公開) (市民投票) (市民投票の請求及び発議)

(市民意見提出制度) (条例の見直し) (委任)

「市民投票」

参考：市民参加条例第 8 条

市長は、市政の重要事項について、広く市民の総意を把握するため、市議会の議決を経て、当該議決による条例で定めるところにより、市民投票を実施することができる。(資料 2、3)

「パブリックコメント」

参考：相生市民意見提出制度（パブリック・コメント制度）の実施に関する要綱 平成 14 年制定（資料 1）

(目的) 意見提出制度のについて必要な事項を定め、市民の市政への積極的かつ幅広い参加の機会を確保し、市の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民とのパートナーシップによるまちづくりを推進すること。

「その他の制度」

参考：①審議会等への参画…相生市審議会等の委員の選任方針（平成 14 年策定）
継続任用の回避、兼職の回避、幅広い年齢層、女性の参画、公募制の導入
②意見交換会…コスモストークの実施
③公聴会…相生市行政手続条例第 10 条（資料 4）

※ ブレインストーミングについて

ブレインストーミングは、グループのメンバーが、ある問題について自由に意見を出す中から、新たにアイデアを生み出すための方法の1つです。

【ブレインストーミングの4原則】

- 1 「批判をするな」 他人の意見を批判しない。批判があると良いアイデアが出てにくくなる。
- 2 「自由奔放」 こんなことを言ったら笑われはしないか、などと考えず、思いついた考えをどんどん言う。とっぴな意見も歓迎
- 3 「質より量」 多い量から質の良いものが出る
- 4 「連想と結合」 他人の意見を聞いてそれに触発され、連想を働かせ、あるいは他人の意見に自分のアイデアを加え、さらにアイデアを誘発

上記の4原則を守って、(1)～(3)を行ってください。

(1) あまり緊張せず取り組んでください。

(2) 各自、総合計画、資料1等を参考に、上記①～④についてキーワードをポストイットに記入してください。

・キーワードのみでも結構です。

・言葉の場合は、あまり長くならないよう30字以内で表現してください。

(3) 各班で各個人の意見を出し合い、上記①～④に分類してください。

・なお、他人からの意見に対して、その根拠を詰問するのではなく、背景を聞くことで、新たなアイデア、キーワードが出た場合は、その都度、ポストイットに記入し、班の意見として追加して行ってください。

・また、反対意見があったら、批判して意見を削除するのではなく、反対意見の意見として提出して下さい。